

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和5年9月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、賦課期日(4月1日)において、市内に軽自動車等(原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行う。</p> <p>事務全体の概要は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none">1 原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車及び再交付)の受付2 二輪の小型自動車及び三輪以上の軽自動車に係る報告(新規登録、名義変更及び廃車)の收受3 賦課決定及び更正後、納税通知書の出力及び送付4 減免事由に該当する場合、減免申請書の受付後、減免処理5 交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、標識交付証明書及び廃車証明書の交付6 公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付 <p>上記の中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none">4 減免事由に該当する場合、減免申請書の受付後、減免処理6 公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1 軽自動車税システム2 収納管理システム3 滞納整理システム4 宛名管理システム5 中間サーバー6 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税情報ファイル (2)収納情報ファイル (3)滞納整理ファイル (4)宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)及び別表第一(16の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課、収納課
②所属長の役職名	市民税課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 財務部 市民税課 税制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2012 厚木市 財務部 収納課 収納管理係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2020

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民税課、収納課	財務部 市民税課、収納課	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 加藤 広明、収納課長 平井 直木	市民税課長 塩沢 正明、収納課長 前場 和巳	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市総務部 文書法制課 情報公開係 ℓ046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	厚木市財務部市民税課、収納課	厚木市 財務部 市民税課 普通徴収係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2010 厚木市 財務部 収納課 収納管理係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2020	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 塩沢 正明、収納課長 前場 和巳	市民税課長 小瀬村 延勝、収納課長 前場 和巳	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	削除	事後	軽自動車税に関する事務において情報提供は行わず、また、当該根拠は市町村民税に係る情報提供の根拠を削除したにすぎないことから、漏えい等のリスクを低減する変更であり重要な変更には当たらない。
平成31年3月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 小瀬村 延勝、収納課長 前場 和巳	市民税課長、収納課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	-	追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年3月24日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	平成27年6月1日	令和2年3月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年1月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	軽自動車税課税に関する事務	軽自動車税に関する事務	事後	軽微な修正のみであり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>地方税法に基づき、賦課期日(4月1日)において、市内に軽自動車等(原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行う。</p> <p>なお、管理に当たっては、次の事務にて行う。</p> <p>1 原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車及び再交付)の受付 2 二輪の小型自動車及び三輪以上の軽自動車に係る報告(新規登録、名義変更及び廃車)の受付 3 賦課決定及び更正後、納税通知書の出力及び送付 4 減免事由に該当する場合、減免申請書の受付後、減免処理 5 交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、標識交付証明書及び廃車証明書の交付</p>	<p>地方税法に基づき、賦課期日(4月1日)において、市内に軽自動車等(原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行う。</p> <p>事務全体の概要は次のとおり。</p> <p>1 原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る申告(新規登録、名義変更、廃車及び再交付)の受付 2 二輪の小型自動車及び三輪以上の軽自動車に係る報告(新規登録、名義変更及び廃車)の受付 3 賦課決定及び更正後、納税通知書の出力及び送付 4 減免事由に該当する場合、減免申請書の受付後、減免処理 5 交付申請に基づき、納税証明書、継続検査用納税証明書、標識交付証明書及び廃車証明書の交付 6 公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付</p> <p>上記の中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は次のとおり。</p> <p>4 減免事由に該当する場合、減免申請書の受付後、減免処理 6 公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付</p>	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和4年11月1日時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和4年11月1日時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年9月22日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年9月22日	IV リスク対策 8. 監査	実施の有無:自己点検	実施の有無:自己点検、内部監査	事後	内部監査を実施したため。